

## 【アメリカ】金融規制改革法

海外立法情報調査課・井樋 三枝子

\* オバマ大統領の最優先課題の一つである金融規制改革法案(H.R.4173)の両院協議会報告書は、2010年6月30日に下院、7月15日に上院を通過し、大統領が7月21日に署名、P.L.111-203として成立した。内容は金融危機の再発防止を目的とした大規模金融機関に対する監督強化や高リスク取引の制限、住宅ローンや学生ローン等の消費者取引の規制強化である。両院協議会では規制反対派の意見も汲まれ、銀行によるデリバティブ取引を一部容認する等の様々な修正が施された。大統領提唱の金融危機責任税に関する規定は含まれていない。

### 第1章 金融安定化

**金融安定化監督委員会(FSOC)の設立** 組織的なリスク管理やリスクの大きい金融機関の特定、連邦類縁機関や金融機関からの情報収集、連邦の類縁機関同士の管轄権に関する紛争解決に従事。委員は、議長として財務長官、連邦準備制度理事会(FRB)議長、通貨監督局(OCC)長官、連邦預金保険公社(FDIC)総裁、証券取引委員会(SEC)委員長、商品先物取引委員会(CFTC)委員長、連邦住宅金融庁(FHFA)長官、消費者金融保護局(この法律によりFRBの下に新設)長官、大統領任命の金融の専門知識を有する者。国内、海外のノンバンクをFRBの監督下に置くかどうかにつき委員会の3分の2の多数で決定

**金融研究局の新設** 罰則付き令状を得て情報を収集し、必要に応じ結果をFSOCに報告。500億ドル以上の資産を有する銀行持株会社及び連邦準備銀行の監督するノンバンクの評価額に応じ、連邦の資金供給を受ける。FSOCに参加するが投票権はない。

### 第2章 秩序ある清算

**金融会社清算手続** ブローカー・ディーラーや筆頭の子会社がブローカー・ディーラーである金融会社に対し、財務長官(大統領と協議)又はFDIC・連邦準備銀行(共同)が、清算手続開始を勧告。財務長官は管財人としてFDICを指名。金融機関が管財人の任命を受け入れない場合、財務長官は連邦地方裁判所に訴えの提起が可能

**管財人としてのFDIC** FDICは、管財人任命後30日以内は清算基金設立のため財務省から返済期限5年までの借入が可能(借入総額は清算される会社の連結総資産の10%以内)。破産手続による回収で想定される金額を超えて回収した債権者に分担金を課す。会社経営者等の人事権を掌握、債権者支払に関するすべてを決定する。

### 第3章 OCC、FDIC及びFRBへの権限移譲

**貯蓄金融機関監督局の廃止** 権限はFDICと財務省に合併するOCCに移行。FDIC及びFRBは現行の権限を継続

**預金規制** 州の貯蓄組合はFDICが規制。連邦の貯蓄組合はOCCが規制。預金及びロ

ーン持株会社とそれらのノンバンク子会社は FRB が規制

**銀行預金保険** 預金保険は 25 万ドル規模、2008 年 1 月 1 日まで遡及し適用

**FDIC の目標積立率引上げ** 2020 年 9 月 30 日までの目標積立率を 1.15%から 1.35%に引上げ

#### 第 4 章 ヘッジファンド等の顧問に関する規定

**投資顧問登録の義務化** ヘッジファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドの投資顧問は SEC への登録が義務化され、その管轄下に入る。

**ファンドへの規制** 投資顧問は SEC によるシステミックリスク評価のため、報告及び記録維持の義務を負う。報告内容は(1)管理する資産の額、(2)レバレッジの利用、(3)取引先の信用リスク、(4)売買及び投資ポジション、(5)有する資産の種類、(6)取引実務

**投資顧問登録の免除** 管理する資産が 1 億ドル未満のプライベート・ファンド（州への登録義務と上述の SEC への報告義務有り）、ベンチャー・キャピタルファンド、家族経営ファンドの投資顧問は登録が免除される。

#### 第 5 章 保険

**連邦保険局(財務省)の新設** 局長は財務長官が指名。権限は (1) 罰則付き令状に基づく保険業界の監視・調査、(2)特定の保険業者をより厳しい基準に従う事業体として指定するよう FSOC に勧告、(3)テロリズム保険プログラム運営に関し財務長官を補助

**州保険の改革** 州法を適用することにより、国際的に認証された保険約款と矛盾した約款に従う外国保険会社による取扱いが発生し、国内保険業者による取扱いよりも不利となると局長が決定した場合のみ、州の保険法に対し連邦法を専占。事業非認許保険業者に対する規制の効率化

#### 第 6 章 銀行及び貯蓄組合持株会社並びに預金取扱機関規制の改善

**ボルカー・ルール(銀行の自己勘定取引の規制)** 有形株主資本の 3%を超えるヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンドへの投資の禁止

#### 第 7 章 ウォール街の透明化及び説明責任

**SEC、CFTC による規制** OTC デリバティブ、市場参加者、取引所、取引執行設備や集中清算機関を SEC と CFTC が協力し、一体的に規制

**デリバティブ規制(銀行)** 一部のデリバティブ取引運用を子会社に分離して行う。リスクヘッジのためのデリバティブ利用は容認（エネルギー、金属、農作物、金融証券デリバティブ利用は除く）。信用格付けが低い高利回りのジャンク債のクレジットデフォルト・スワップは連邦預金保険が付保された預金に必要な資本とは別の資本でのみ可能。銀行の保有するクレジットデフォルト・スワップについては、中立的な第三者機関である集中清算機関での清算が条件

**デリバティブ規制(エンドユーザー)** 強制的な清算及び売買要求から限定的に免除。エン

ドナーが非現金担保を未清算取引に提供した場合、SEC と CFTC はエンドユーザーに委託保証金を課す。

## 第 8 章 支払、清算及び決済の監督

FSOC は金融市場において重要な役割を持つ金融機関（金融市場ユーティリティ）を指定。当該機関は FSOC が設定するリスク管理基準を課される等、より強い規制、監視を受ける。

## 第 9 章 投資家保護の強化及び証券規制の改善

**SEC による規制と投資家保護** SEC の執行権限及び能力を拡張し、ブローカー、ディーラー、地方の証券ディーラー及び投資顧問による紛争前調停同意書利用の禁止や証券法違反の捜査、責任追及を可能とする。SEC は投資助言を個別提供し、投資顧問やブローカー・ディーラー監督の現行基準の有効性の研究を実施する。

### SEC 内組織の新設

<投資支援担当、投資顧問委員会、内部告発者事務局> 投資家保護、効果的な開示、料金体系等について SEC に助言し協議する。告発者保護と告発促進策の実施

<信用格付事務局> 内部統制、透明性及び法令不順守に対する罰則制定の権限。SEC 委員長に対し報告書を提出。「全国的に認知されている信用格付機関（NRSRO）」に対する年 1 回以上の検査とその結果の公開を義務化

**信用格付機関規制の強化** 格付記録、評価のための第三者機関利用等の開示を NRSRO に対し義務化。格付に NRSRO 自身の要因が影響しないよう SEC が規則を発令

**執行及び救済の規制強化** 証券の実質所有者でないブローカーによる株主代理権行使による投票の禁止（受益株主が自身の利益のために指示する場合を除く）。SEC は代理権の行使を株主が認める場合について規則を制定。規則では小規模な株券発行者の負担を考慮し、例外措置を講じる。第三者へ資産を移転、販売、譲渡する際、証券化事業者に信用リスクの 5%未満を経済的利益として保持させる。

### 企業経営の監視の強化

- ・役員報酬と説明責任 全ての民間企業は 3 年に 1 度以上、上位 5 名の上級取締役の年俸支払いに株主投票（非拘束）を実施。社外取締役のみで構成される報酬委員会を設置。連邦法で規制される金融機関は 10 億ドル以上の出来高ベースの支払協定につき連邦の監視を受け、金融機関の被用者、取締役、主要株主が法外な報酬、手数料や特典を得ているか、当該金融機関に対し重大な経済的損失リスクを高めると認められるような出来高ベースの支払協定が禁止される。
- ・株券時価総額が 7500 万ドル未満の会社について、サーベンス・オクスリー法第 404 条第(b)項の適用除外。2010 会計年度以降、行政管理予算局と同時に連邦議会歳出委員会に対しても SEC 予算の最も初期の案からの提示が義務付けられる。

### 資産担保證券化プロセスの改善

### 証券投資家保護公社の監督に関する法令の改正

## 第 10 章 消費者金融保護局(CFPB)の新設

FRB 内に創設。クレジット、貯蓄、支払その他消費者金融商品及びサービスについて管轄。長は大統領任命職、任期 5 年。消費者金融商品・サービスについての消費者への開示要求を可能（消費者が自身の信用度点数を信用報告書と併せて参照可能とすることを含む）とする規則や商品やサービスの提供者に対する規則の制定、強制的紛争前調停同意条項を約款に盛り込むことを禁止する権限等を有す。連邦の監督者と州銀行監督者により行われる監督行為を統括

## 第 11 章 連邦準備制度

連邦準備制度は、金融システムの流動性を確保する緊急融資政策と手続確立を目指し、破たん企業救済は行わない。連邦準備法第 13 条第(3)項「緊急かつ切迫した状況に限りノンバンクへの貸出を認める」に基づく連邦準備制度のプログラム等は財務長官の承認を必要とし、同項に基づく貸出は会計検査院の監査対象とする。当該プログラム等に関する議会への報告書提出、会計検査報告と財務諸表のウェブサイト掲載を義務化。FDIC の債務保証プログラム(議会及び財務長官による承認が必要)にも関与する。

## 第 12 章 メインストリームの金融機関へのアクセスの改善

財務長官は消費者金融の一種、ペイデイローンと競合可能な低コスト・少額ローンの実証プログラムを創設する。

## 第 13 章 ペイットバック法

不良資産救済プログラム(TARP)の歳出権限を 4750 億ドルに減額。アメリカ回復及び再投資法(P.L.111-5)に基づく赤字削減目的での連邦住宅抵当公庫(Fannie Mae)、連邦住宅金融抵当公庫(Freddie Mac)及び連邦住宅貸付銀行の負債を緊急購入する費用中、未支出分返却を規定

## 第 14 章 住宅ローン改革及び捕食者的な貸付を防ぐ法

消費者の能力で返済確保が可能となるような住宅ローン契約時の最低基準を設定  
(第 15 章、第 16 章 略)

参考文献(インターネット情報はすべて 2010 年 7 月 16 日現在である。)

- ・「【アメリカ】金融安定化法案、下院を通過」『外国の立法』242-2, 2010.2, p.24.  
<<http://www.ndl.go.jp/jp/deta/publication/legis/24202/02420211.pdf>>
- ・ H.R.Rep.No.111-517(2010)(Conf. Rep.)<[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111\\_cong\\_reports&docid=f:hr517.111.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_reports&docid=f:hr517.111.pdf)>
- ・ “H.R. 4173 Conference Report,” *Legislative Digest from House Republican Conference*, Jun. 30, 2010, 連邦議会下院共和党ウェブサイト.<<http://www.gop.gov/bill/111/2/hr4173conferencereport>>
- ・ “House, Senate Hope to Clear Financial Regulatory Overhaul Next Week,” *CQ Politics News*, Jun. 25, 2010.<<http://www.cqpolitics.com/wmspage.cfm?parm1=5&docID=cqmidday-000003691388>>